

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

## 目次

◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正  
旅行あつ旋業者の更新登録

◇告示 肥料生産登録有効期間の更新

肥料の生産登録

肥料生産登録の失効

医療機関の指定

指定医療機関の廃止

牛の結核病、ブルセラ病、肝てつ検査及び駆除並びに豚コレラ予防注射の実施

ひな白痢の検査

医療機関の指定  
符號法による講習会の一部改正

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

◇人委規則 職員との切替等に関する規則の一部改正

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部改正

## 規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第三十九号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項三經濟部の表の下欄中「森林経営係、林業専門技術員室」を「森林組合係、林業専門技術員室、県有林経営室」に改め、同条第三項中「米子分室を置く。」を「米子分室を、林務課県有林経営室に経営係及び収穫処分係を置く。」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第五百四十一号

旅行あつ、旋業法施行令(昭和二十七年政令第四百十六号)第三条の規定により、次のとおり旅行あつ、旋業者登録簿に更新登録した。

昭和三十四年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	更新登録年月日	名称及び商号	営業所の所在地	代表者名
邦人第二号	昭和三十四年十月十二日	沢タクシー観光株式会社	鳥取市吉方七九七番地の五	沢 春 蔵
"	"	米子営業所	米子市角盤町四丁目九番地	
"	"	倉吉営業所	倉吉市福吉町一、三九〇番地の七	

鳥取県告示第五百四十二号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条の規定により登録の有効期間を更新した肥料は、次のとおりである。

昭和三十四年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)			生産者の住所氏名
		窒素全量	りん酸全量	加里全量	
鳥取県第一八〇号	五、三なたね油がす	五・三	二・三	一・三	八頭郡智頭町字木原三〇 佐々木通元
" 第九〇号	五、三なたね油がす	五・三	二・三	一・三	日野郡江府町江尾一九七二ノ一〇 岡田 寛史
" 第一一三号	七、〇魚かす粉末	七・〇	四・〇	一	兵庫県城崎郡香住七二八 片村 文男
" 第一一六号	五、六なたね油がす	五・六	二・三	一・二	西伯郡中山町塩津八三二 朝倉 潔
" 第二三八号	高城麦尿素複合	一〇・五	一〇・二	一二・五	倉吉市上福田四八二 高城農業協同組合 吉田 知則
" 第二四四号	火山灰土用 まる協桑完全複合肥料	一〇・〇	七・〇	六・〇	倉吉市国分寺三〇二 社農業協同組合 藪中 政雄
" 第二四五号	砂土用 まる協桑完全複合肥料	八・〇	六・〇	五・〇	東伯郡羽合町字長瀬一、一五七 長瀬農業協同組合 清水 利二
" 第二四六号	稚蚕用 まる協桑完全複合肥料	七・四	五・五	七・二	東伯郡由良町字宿一、一四六の一 由良農業協同組合 斉尾 正人

鳥取県告示第五百四十三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、次の肥料を登録した。  
昭和三十四年十月十六日  
鳥取県知事 石 破 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント) 窒素全量 りん酸全量 加里全量	生産者の住所氏名
------	-------	---------------------------------	----------

鳥取県第三〇七号	五、四なたね油かす	五・四 二・三 一・三	岩美郡岩美町字新井二八五 榎本 康介
----------	-----------	-------------	--------------------

第二〇八号	五、三なたね油かす	五・三 二・三 一・三	東伯郡北条町字弓原三七五 三谷 藤蔵
-------	-----------	-------------	--------------------

鳥取県告示第五百四十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定にもとづき、次の肥料の登録は失効した。  
昭和三十四年十月十六日  
鳥取県知事 石 破 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント) 窒素全量 りん酸全量 加里全量	生産者の住所氏名
------	-------	---------------------------------	----------

鳥取県第三五〇号	五、三なたね油かす	五・三 二・三 一・三	岩美郡岩美町新井二八五 榎本 康介
----------	-----------	-------------	-------------------

第四〇号	五、二なたね油かす	五・二 二・三 一・三	東伯郡関金町大字大鳥居六一六ノ一 青木 満雄
第四二号	五、三なたね油かす	五・三 二・三 一・三	赤碓町大字出上一八七ノ一 成美農業協同組合 高力 勝美
第四五号	五、三なたね油かす	五・三 二・三 一・八	関金町大鳥居二一〇 南谷農業協同組合 新田 忠則
第四九号	五、二なたね油かす	五・二 二・〇 一・〇	倉吉市吉川一六七 上小鴨農業協同組合 石井 為嘉
第六四号	五、三なたね油かす	五・三 二・三 一・三	東伯郡北条町弓原三七四 三谷 藤蔵
第七五号	五、三なたね油かす	五・三 二・三 一・三	岸本町字真野一、〇六三ノ一 八郷農業協同組合 西本 雄治
第七九号	五、三なたね油かす	五・三 二・三 一・三	日野郡溝口町一五三 谷口 忠雄
第八二号	五、三なたね油かす	五・三 二・三 一・三	鳥取市久末八九の二 米里農業協同組合 堀内 繁蔵
第九二号	四、五なたね油かす	四・五 二・〇 一・〇	八頭郡家町大字大坪五三四 下私郡農業協同組合 山本 一三

第一〇七号	五、三なたね油かす	五・三	二・三	一・三	西伯郡岸本町大殿九二九	野口 金一
第一〇九号	五、三なたね油かす	五・三	二・三	一・三	鳥取市富安二一九ノ三	山下 朝治
第二二七号	四、五なたね油かす	四・五	二・〇	一・〇	米子市蚊尾二七六ノ三	船越 光子
第一三二号	四、六なたね油かす	四・六	二・〇	一・〇	岩美郡福部村字細川六〇六ノ一 福部村農業協同組合 組合長理事	田中 孝寿
第一四三号	四、五なたね油かす	四・五	二・〇	一・〇	西伯郡春日村大字一部三〇九	田中 義人
第一六八号	五、三なたね油かす 粉末	五・三	二・三	一・三	境港市栄町九 永瀬石油株式会社 社長	永瀬 義春
第一七四号	五、三なたね油かす	五・三	二・五	一・五	西伯郡淀江町小波一〇一二	林原 善彦
第二〇〇号	五、五なたね油かす 粉末	五・五	二・〇	一・〇	境港市栄町九 永瀬石油株式会社 社長	永瀬 義春
第二三七号	高城麦配合一号	七・〇	八・二	八・八	倉吉市上福田四二八 高城農業協同組合 組合長理事	吉田 知則
第二四三号	五、〇なたね油かす	五・〇	二・〇	一・〇	八頭郡八頭村字東四一〇	木下 宇太

鳥取県告示第五百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十四年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
昭和三十四年九月一日	松田小児科	倉吉市上井二〇四ノ一	小児科、内科	松田 昌逸
〃	皆生病院	米子市西福原一、五九八ノ七	精神科、神経科	近藤 務

鳥取県告示第五百四十六号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条の規定により指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつた。

昭和三十四年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	廃止年月日	廃止事由
山口医院	鳥取市川端三丁目六〇	内科、小児科	昭和三十四年九月七日	診療所廃止のため

鳥取県告示第五百四十八号

次のように牛の結核病、ブルセラ病、肝てつ、の検査及び駆除並びに豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、牛及び豚の所有者に対して検査、注射及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十四年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核、ブルセラ病、肝てつ、及び豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核、ブルセラ病検査：搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。
- 肝てつ、検査…：牛。ただし、生後三月以内、分べん前後一月以内のものを除く。

豚コレラ予防注射…：豚。ただし、生後四十日及び分べん後一月以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法

結核病…：ツベルクリン皮内反応検査  
 ブルセラ病…：ブルセラ急速凝集反応及び国際法  
 肝てつ、検査…：皮内注射反応法、虫卵検査法  
 肝てつ、駆除…：ヘキサクロロエタン製剤投与  
 豚コレラ予防注射…：豚コレラ予防液皮下注射

別表

(一) 豚コレラ予防注射

- 実施期日 実施区域 実施場所
- 十月十九日 米子市全域 各豚舎巡回注射
- 境港市全域

(二) 結核、ブルセラ病肝てつ、検査及び駆除

実施期日	実施区域	実施場所
第一次	第二次	

十月 二十六日 十月 二十九日 米子市富益 富益家畜検査所  
 〃 二十七日 〃 三十日 西伯郡伯仙町 〃 〃  
 〃 二十八日 〃 三十一日 〃 〃 大高 尾高

(三) 結核、ブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
第一次	第二次	

十月 二十一日 十月 二十四日 日野郡日南町 石見、福栄家畜検査場  
 〃 二十三日 〃 二十六日 〃 〃 日野上、多里  
 〃 二十七日 〃 三十日 〃 〃 日野町黒 黒坂

(四) 結核、ブルセラ病、肝てつ、検査及び駆除

実施期日	実施区域	実施場所
第一次	第二次	

十月 十二日 十月 十五日 気高郡気高町 上原家畜検査所  
 〃 十三日 〃 十六日 〃 〃 郡家 郡家

〃 十四日 〃 十七日 〃 〃 浜村 浜村家畜保健衛生所  
 〃 十九日 〃 二十二日 〃 〃 鹿野町鹿 鹿野家畜検査所  
 〃 二十日 〃 二十三日 〃 〃 小鷲 小鷲  
 〃 二十六日 〃 二十九日 〃 〃 宮方 宮方  
 〃 二十八日 〃 三十一日 〃 〃 岡木 岡木

(五) 結核、ブルセラ病、肝てつ、検査及び駆除

実施期日	実施区域	実施場所
第一次	第二次	

十月 二十一日 十月 二十四日 日野郡日野町 根雨、高尾、独谷、板井原家畜検査所  
 〃 二十三日 〃 二十六日 〃 〃 舟場、三谷、野田、安原、下榎

〃 二十七日 〃 三十日 〃 〃 江府町 原、小原、杉谷

〃 〃 〃 〃 〃 〃 洲力崎、荒田、下安井、候野

鳥取県告示第五百四十九号

次のようにひな白痢の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、鶏の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十四年十月十六日

二十八日	三十一日	溝口町	下蚊屋
十一月六日	十一月九日	江府町	三部、藤屋、福岡、下代、
七日	十日	溝口町	江尾、久速、
二十四日	二十七日	金屋谷、岩立	江尾、久速、
二十五日	二十八日	富江、泉、	江尾、久速、
		大江、上野、	江尾、久速、
		大平原、長山	江尾、久速、

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏及び同一構内で飼育する鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 ひな白痢急速診断法

別表

実施期日	実施区域	実施場所
十月十六日	倉吉市鴨河内	内田 勇種鶏場
"	" 住吉	牧田 芳尊
"	"	若林 泰藏
" 十七日	" 盤若	高岡 佐吉
" 十九日	東伯郡羽合町長瀬	戸崎周一郎
" 二十日	"	吉田 清
"	" 田后	紫尾 幸雄
" 二十一日	倉吉市清谷	鹿田 旨男

"	"	東伯郡北条町士下	岸田喜代治
"	"	"	岸田 幸信
"	"	"	田村 丈夫
" 二十二日	"	大栄町亀谷	河本 輝美
"	"	別所	佐伯喜美枝
" 二十三日	"	関金町大鳥居	山本 節夫
"	"	"	山本 巖
"	"	"	上野 末藏
"	"	"	池田 正治
" 二十四日	"	"	日野 寿雄
"	"	泰久寺	日野 寿雄
"	"	"	西田 莊
"	"	"	山根 篤
" 二十六日	"	"	日野 高徳
"	"	"	竹内 昭夫
"	"	"	鋤崎 敏明
"	"	"	日野 義正
" 二十七日	"	松河原	小川 信義
"	"	"	岸本 実

"	"	"	安歩	大原 明美
" 二十八日	"	東郷町方地	土井 栄	"
"	"	倉吉市八屋	安長 浪江	"
"	"	" 栗尾	福沢 安久	"
" 十月十九日	"	東伯郡三朝町牛柴	徳永 克彦	"
" 二十八日	"	大栄町由良宿	裏門 重義	"
"	"	"	吉田 良人	"
"	"	"	浜岡 芳夫	"
"	"	"	竹歳 関造	"
" 二十九日	"	東伯郡大栄町島	長谷川亦五郎	"
"	"	"	平田 薫	"
"	"	"	平田 延藏	"
"	"	"	米田 徳篤	"
"	"	" 妻波	米田 徳篤	"
"	"	"	浜本 都	"
" 十七日	"	倉吉市福本	福島 力男	"
" 二十日	"	気高郡気高町下石	中瀬 伝一	"
" 二十一日	"	"	中瀬 豊光	"

"	"	中瀬	清治
"	"	中瀬	久平
"	"	山口	善儀
"	"	角田	節子
"	"	角田	善坊
"	"	細谷	勝美
"	二十二日	鹿野町今市	三沢 貢
"	"	気高町山宮	

鳥取県告示第五百五十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十四年十月十六日

鳥取県知事	石	破	二	朗
指定年月日	名	称	所在地	管轄保健所名
昭和三十四年十月二十一日	鳥取県職員	診療所	鳥取市東町一丁目二〇番地	鳥取保健所
九月一日	松田小児科		倉吉市上井二〇四の一	倉吉保健所

鳥取県告示第五百五十一号

昭和三十四年九月鳥取県告示第四百九十三号（狩猟法第七条ノ二の規定による講習会）の一部を次のように改正する。

昭和三十四年十月十六日

鳥取県知事	石	破	二	朗
一日時及び場所				
「十月十一日午前十時から午後五時まで米子市東町明道小学校講堂」の次に				
「十月二十七日	午前十時から午後五時まで	鳥取市 東町	東部山林事務所	
「十月二十八日	午後五時まで	倉吉市 仲之町	中部山林事務所	
「十月二十九日		米子市 東町	西部山林事務所	

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十二号

昭和三十四年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十四年十月十六日

- 鳥取県選挙管理委員会委員長 武井 正 雄
- 一日時 昭和三十四年十月二十一日 午後一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県自治会館
- 三 議題 1 参議院議員選挙の訴訟の状況について  
2 その他

人事委員会規則

職員との給与の切替等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年十月十六日

鳥取県人事委員会委員長 中本 寛 藏

鳥取県人事委員会規則第十一号

職員との給与の切替等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の切替等に関する規則（昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九項及び第二十一項」を「第十八項及び第二十項」に改める。

第十条第一項中「（以下本条及び第十一条において「梓外者」という。）」を削り、「四級地である場合にあっては百分の二十、三級地である場合にあっては百分の十五、二級地である場合にあっては百分の十、一級地である場合にあっては百分の五を乗じて得た額」を「四級地である場合にあっては百分の十五、三級地である場合にあっては百分の十、二級地である場合にあっては百分の五を乗じて得た額」に改め、同条第二項を削る。

第十一条を次のように改める。

（給料の調整額を受ける職員の暫定手当）

第十一条 職員との給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和三十四年十月鳥取県条例第二十九号。以下「条例第二十九号」という。）附則第五項の規定によ

別表第二 調整額の範囲内で人事委員会の定める額及びこれに対する  
暫定手当定額表

イ 教育職給料表Hの適用を受ける職員に適用

職務の等級 号給	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	調整額	暫手 定当	調整額	暫手 定当	調整額	暫手 定当
1	2,064	97	784	36	528	24
2	2,160	101	864	40	560	26
3	2,256	106	944	44	592	27
4	2,352	110	1,024	48	640	30
5	2,448	115	1,104	51	688	32
6	2,544	119	1,184	55	736	34
7	2,664	125	1,264	59	784	36
8	2,784	131	1,344	63	864	40
9	2,904	136	1,424	67	944	44
10	3,024	142	1,504	70	1,024	48
11	3,144	148	1,584	74	1,104	51
12	3,264	153	1,664	78	1,184	55
13	3,384	159	1,744	82	1,264	59
14	3,504	164	1,824	85	1,344	63
15	3,624	170	1,904	89	1,424	67
16	3,744	176	1,984	93	1,504	70
17	3,864	181	2,064	97	1,584	74
18	3,984	187	2,160	101	1,664	78
19	4,104	193	2,256	106	1,744	82
20	4,224	198	2,352	110	1,824	85
21			2,448	115	1,904	89
22			2,544	119	1,984	93
23			2,664	125	2,064	97
24			2,784	131	2,160	101
25			2,904	136	2,256	106
26			3,024	142		
27			3,144	148		
28			3,264	153		
29			3,384	159		
30			3,504	164		
31			3,624	170		
32			3,744	176		

り読み替えられた改正条例附則第十七項及び条例第二十九号による改正後の改正条例附則第十七項の「調整額の月額の範囲内で人事委員会の定める額」並びにこれらの規定に基く暫定手当の額は、別表第二に掲げる額とする。

第十二条を次のように改める。

第十二条 制 除

第十三条（見出しを含む。）中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改める。

第十五条（見出しを含む。）中「附則第二十一項」を「附則第二十項」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（昭和三十四年四月一日又は同年十月一日における給料月額の特例）

第十七条 昭和三十四年三月三十一日において職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の同年四月一日における給料月額は、同年三月三十一日において受けていた給料月額とし、昭和三十四年九月三十

日において職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の同年十月一日における給料月額は、次の各号に定めるところによる。

一 職務の等級一等級の最高の号給以下の給料月額を受ける者にあつては、その額に対応する改正条例附則別表第二の暫定手当定額表に掲げる額をその額に加算した額

二 職務の等級一等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける者にあつては、その額に、この規則による改正前の第十條の規定に基いて算出された暫定手当に相当する額を加算した額

別表第二を次のように改め、別表第三を削る。

ト  
に  
正  
す



□ 教育職給料表(ロ)の適用を受ける職員に適用

職務の 等級 号給	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	調 整 額	暫 手 定 当	調 整 額	暫 手 定 当	調 整 額	暫 手 定 当
1	812	38	320	15	264	12
2	852	40	344	16	280	13
3	892	41	368	17	296	13
4	932	43	392	18	320	15
5	972	45	424	19	344	16
6	1,012	47	456	21	368	17
7	1,056	49	492	23	392	18
8	1,104	51	532	25	424	19
9	1,152	54	572	26	456	21
10	1,200	56	612	28	492	23
11	1,248	58	652	30	532	25
12	1,296	61	692	32	572	26
13	1,344	63	732	34	612	28
14	1,392	65	772	36	652	30
15	1,440	67	812	38	692	32
16	1,488	70	852	40	732	34
17	1,548	72	892	41	772	36
18	1,608	75	932	43	812	38
19	1,668	78	972	45	852	40
20	1,728	81	1,012	47	892	41
21	1,788	84	1,056	49	932	43
22	1,848	87	1,104	51		
23	1,908	89	1,152	54		
24			1,200	56		
25			1,248	58		
26			1,296	61		
27			1,344	63		
28			1,392	65		
29			1,440	67		
30			1,488	70		
31			1,548	72		
32			1,608	75		
33			1,668	78		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年十月一日から適用する。ただし、第十一条の改正規定、第七条及び別表第二の改正規定は、昭和三十四年四月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年十月十六日

鳥取県人事委員会委員長 中 木 蔵

鳥取県人事委員会規則第十二号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則(昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表中

自昭29. 1. 1  
至昭32. 3.31

を

自昭29. 1. 1  
至昭29. 6.30

に

自昭 34.10. 1	
一般職員	警察官
20,260	8,830
21,300	8,090
21,300	8,090
21,300	8,090
22,460	8,830
22,460	8,090
22,460	8,830
22,460	8,090
23,710	6,830
23,710	8,090
24,970	6,830
24,970	8,090
24,970	6,830
24,970	8,090
26,220	7,040
26,220	8,090
27,480	7,040
27,480	8,090
28,840	7,360
28,840	8,090
28,840	7,360
28,840	8,090
30,310	7,780
30,310	8,090
31,770	7,780
31,770	8,090
33,550	8,200
33,550	8,510
33,550	8,200
33,550	8,510
35,330	9,020
35,330	8,930
37,110	9,020
37,110	8,930
38,890	9,850
38,890	9,450
38,890	9,850
38,890	9,450
40,670	10,680
40,670	10,280
42,450	10,680
42,450	10,280
44,230	11,210
44,230	11,210
46,540	11,210
46,540	11,210
46,540	11,950
46,540	12,150
48,840	11,950
48,840	12,150
51,150	12,680
51,150	12,680
53,450	12,680
53,450	12,680
53,450	13,530
53,450	13,530
55,750	13,530
55,750	13,530
14,470	14,470
14,470	14,470
15,420	15,420
15,420	15,420
15,420	15,420
16,370	16,370
16,370	16,370
16,370	16,370
17,310	17,310
18,260	18,260
18,260	18,260
18,260	18,260
19,210	19,210

に改める。

自昭 32. 4. 1	
一般職員	警察官
19,300	6,100
19,300	7,300
20,300	6,100
20,300	7,300
20,300	6,100
20,300	7,300
21,400	6,100
21,400	7,300
21,400	6,100
21,400	7,300
22,600	6,100
22,600	7,300
23,800	6,100
23,800	7,300
23,800	6,100
23,800	7,300
25,000	6,300
25,000	7,300
26,200	6,300
26,200	7,300
27,500	6,600
27,500	7,300
27,500	6,600
27,500	7,300
28,900	7,000
28,900	7,300
30,300	7,000
30,300	7,300
32,000	7,400
32,000	7,700
32,000	7,400
32,000	7,700
33,700	8,000
33,700	8,100
35,400	8,000
35,400	8,100
37,100	8,600
37,100	8,600
37,100	8,600
37,100	8,600
38,800	9,200
38,800	9,200
40,500	9,200
40,500	9,200
42,200	9,300
42,200	9,300
44,400	9,300
44,400	9,800
44,400	9,300
44,400	9,800
46,600	10,600
46,600	10,600
48,800	11,400
48,800	11,400
51,000	11,400
51,000	11,400
51,000	12,300
51,000	12,300
53,200	12,300
53,200	12,300
13,300	13,300
13,300	13,300
14,300	14,300
14,300	14,300
14,300	14,300
15,300	15,300
15,300	15,300
15,300	15,300
16,300	16,300
16,300	16,300
17,300	17,300
17,300	17,300
17,300	17,300
18,300	18,300
18,300	18,300

を

自昭34.4.1 における読替表  
至昭34.9.30

一 般 職 員		警 察 官	
別表の額	読み替える額	別表の額	読み替える額
6,830	6,500	8,090	7,700
7,040	6,700	8,510	8,100
7,360	7,000	8,930	8,500
7,780	7,400	9,450	9,000
8,200	7,800	10,280	9,800
9,020	8,600	11,210	10,700
9,850	9,400	12,150	11,600
10,680	10,200	12,680	12,100
11,210	10,700	13,530	12,900
11,950	11,400	14,470	13,800
12,680	12,100	15,420	14,700
13,530	12,900	16,370	15,600
14,470	13,800	17,310	16,500
15,420	14,700	18,260	17,400
16,370	15,600	19,210	18,300
17,310	16,500	20,260	19,300
18,260	17,400	21,300	20,300
19,210	18,300	22,460	21,400
20,260	19,300	23,710	22,600
21,300	20,300	24,970	23,800
22,460	21,400	26,220	25,000
23,710	22,600	27,480	26,200
24,970	23,800	28,840	27,500
26,220	25,000	30,310	28,900
27,480	26,200	31,770	30,300
28,840	27,500	33,550	32,000
30,310	28,900	35,330	33,700
31,770	30,300	37,110	35,400
33,550	32,000	38,890	37,100
35,330	33,700	40,670	38,800
37,110	35,400	42,450	40,500
38,890	37,100	44,230	42,200
40,670	38,800	46,540	44,400
42,450	40,500	48,840	46,600
44,230	42,200	51,150	48,800
46,540	44,400	53,450	51,000
48,840	46,600	55,750	53,200
51,150	48,800		
53,450	51,000		
55,750	53,200		

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。  
 2 別表中自昭和三十四年十月一日欄の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、同欄に掲げる額は、次表に定めるところにより読み替えるものとする。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金 発行所 鳥取県鳥取市東町 印刷所 鳥取県